- ■日 時 平成27年12月22日(火) 午前9時00分~11時15分
- ■会 場 久喜宮代清掃センター 大会議室

#### ■出席者

委	員	出席	高柳英雄、染谷隆夫、松永カツ子、西谷美春、関 直子、松村清子、 雨宮 隆、稲葉澄子、浅倉孝郎、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、 貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上 17人
		欠席	折原重一、小山康弘、角田利夫 3人
久喜宮代衛生組合			若山事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八
			甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、
			赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査

### ■会議次第

- 1. 開会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議題
  - (1)意見交換

諮問事項「資源物の回収(集団回収と公共回収)のあり方について」

- 4. その他
- 5. 閉会

#### ■配布資料

- ・次第
- ・資源集団回収団体と回収業者との契約形態(資料1)
- ・市町村が資源物を公共回収する場合の業務委託における法令等の適合性について (資料2)
- ・資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代衛生組合との比較表(資料3)
- ・ 資源集団回収事業への移行に関する経費試算について(資料4)
- ・席次表
- 月刊廃棄物各号
- 循環経済新聞
  - ※「月刊廃棄物各号及び循環経済新聞」は、浅倉委員から提供されたもの

## ■傍聴人数 1人

# ■会議録

時 刻	議事	内容
9:00	1. 開会	(藤井業務課長)
		・皆さま、こんにちは。
		・本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠に
		ありがとうございます。
		・審議会の開催にあたりまして、会議の成立について確認
		させていただきます。
		・本日の出席委員は17名でございますので、定員である
		20名の2分の1を超えております。よって久喜宮代衛
		生組合廃棄物減量等推進審議会開催要綱第5条第2項の
		規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報
		告申し上げます。
		・なお、小山委員におかれましては、事前に皆様にもお知
		らせいたしましたとおり、身内にご不幸があったため欠
		席とのご連絡をいただいております。また、折原委員、
		角田委員におかれましても、本日、都合により欠席との
		ご連絡をいただいております。皆様によろしくお伝えく
		ださいとのことでございましたので、ご報告させて頂き
		ます。
		・それでは開会にあたりまして、会長からごあいさつをい
		ただきたいと思います。高柳会長、よろしくお願いいた
		します。
		<b>3 3</b> · <b>7 3</b>
	2. 会長あいさつ	-会長あいさつ-
	3. 議題	(藤井業務課長)
	(1)意見交換	・ありがとうございました。
	諮問事項「資源物	・はじめに、本日の流れをご説明させていただきます。
	の回収(集団回収	本日は、前回に引き続き、「資源物の回収、集団回収と公
	と公共回収)のあ	共回収のあり方」について、ご審議をお願いしたいと考
	り方について」	えております。
		・続きまして、配布をさせていただいております資料の確
		認をさせていただきます。
		※資料確認
		・次第
		・資源集団回収団体と回収業者との契約形態(資料 1)
		・市町村が資源物を公共回収する場合の業務委託におけ

る法令等の適合性について(資料2)

- ・資源物の資源集団回収100%対応自治体と久喜宮代 衛生組合との比較表(資料3)
- ・資源集団回収事業への移行に関する経費試算について (資料4)
- ・席次表
- 月刊廃棄物各号
- 循環経済新聞

でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。

- ・ないようでしたら、これからの会議の進行につきまして は、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱 第5条によりまして、会長に議長をお願いしたいと思い ます。
- それでは会長、よろしくお願いいたします。

### (髙柳会長)

- それでは、審議会を始めたいと思います。
- ・はじめに本日の審議ですが、前回の審議会でご連絡いた しました通り、審議の内容を絞って議論をしていきたい と考えております。
- ・そこで、本日の審議内容につきましては、諮問事項の資源物の回収のあり方について、衛生組合としてどのような方向に向かうか、その最終目標について検討いただき、できれば意見を集約したいと思います。
- ・なお、目標に向かっての具体的な方法等の検討につきま しては、次回以降の審議会で行いたいと考えております。
- ・皆さん、よろしいでございましょうか。

## 一意見なし―

### (髙柳会長)

それでは、そのような方向で本日の審議を進めて参ります。

### (高柳会長)

- それでは、審議に入ります。
- ・はじめに、配布した資料について、事務局から説明があるとのことですので、説明をお願いいたします。

#### (赤羽減量推進係長)

- ・おはようございます。
- ・それでは、これからお手元の資料1から資料4までについて、私赤羽と鈴木でご説明の方をさせて頂きたいと思います。
- ・最初に資料1について、私から説明をさせて頂きます。
- ・「資料 1 資源集団回収団体と回収業者との契約形態」に ついてでございます。
- ・こちらにつきましては、現在管内で活動している資源集 団回収団体に、集めた資源物の引き渡し及び資源売却金 がどのようになっているかをアンケート形式でお聞き し、回答いただいた団体の内容をまとめたものでござい ます。回答をいただいた団体数は資料作成時78団体で ございます。
- ・この表の内容でございますけれども、まず、団体が回収 した資源を再生問屋に引き渡す方法ですが、こちらは大 きく2つに分かれておりまして、1つが組合に登録され た資源回収業者に依頼して再生問屋に運搬してもらう方 法、もう1つが団体自身が再生問屋に直接引き渡す方法 となっております。
- ・最初に、資料の「資源集団回収団体 (78団体)」とあるところから右側に行く矢印を見ていただきたいのですが、こちらの方が資源回収業者に依頼する方法となっております。回答をいただいた団体のうち、この方法で資源を再生問屋に引き渡している団体は68団体ございまして、このうち、業者に委託料を支払っているような団体はございませんでした。
- ・しかしながら、資源回収業者も基本的に業として活動しておりますから、どこからか利益を得なくてはなりません。それが再生問屋に資源を売却した売却益となります。ちょうど資料の右側の方で資源回収業者から黒矢印で資源物が再生問屋の方に行きまして、再生問屋から破線の矢印の所で売却金が戻ってくる、ここのところが売却益となってございます。
- ・ただし、現在の状況を見ますと、資源の売却益が全て業者のものとなっている団体は4団体で、その他は回収業者から資源の売却金が支払われているような状況になっております。資源回収業者から破線で資源集団回収団体の方に戻っておりますけれども、こちらの方で売却益が

- 支払われている団体が64団体、支払われていない、売 却益は全て資源回収業者の物だという団体が4団体とい うようなことになってございます。
- ・ですが、この団体に支払われる売却金は、再生問屋に売却した金額の全てではなく、再生問屋での売却金額から回収業者が必要経費を差し引いた残りの金額となっているようでございます。
- ・次に、もう一つの方法である団体自身が再生問屋に直接 引き渡す方法でございます。こちらの方が、「資源集団回 収団体(78団体)」から下の方に行くルートになります。
- ・回答をいただいた団体のうち、この方法で資源を売却している団体は10団体でございました。こちらの方は間に回収業者を挟みませんので、資源の売却益が直接団体の方に入りまして、全て団体のものとなる利点がございます。
- ・しかしながら、回収業者を挟まないという事は、回収から運搬まで全て回収団体が行わなくてはならないため、 団体には相応の労力がかかります。また、そのための人員や車などを用意できる団体でないとこの方法は採れないということで、回収業者を利用する団体の方が多数になっていると分析しているところでございます。
- 資料1の説明は以上になります。

#### (鈴木業務課長補佐)

- ・業務課長補佐の鈴木でございます。
- 続きまして、資料2につきまして、ご説明申し上げます。
- ・右上に「資料2」と記載があります、大きなA3版の横 長印刷1枚、左上に太字で、件名「市町村が資源物を公 共回収する場合の業務委託における法令等との適合性に ついて」と記載がございます資料でございます。
- ・前回の審議会におきまして、「市町村が委託料を負担しない形での公共回収は」とのご意見をいただきました。そこで、市町村が、業務委託により公共回収を実施する場合のいくつかの方法、そして、それぞれの方法が、法令など、国の考え方と照らし合わせて実施可能であるのかどうかを検証する資料を作成いたしました。
- ・まず、資料の左上、「・市町村の処理責任についての根拠 法令・通知」をご覧ください。廃棄物の処理及び清掃に 関する法律により、「市町村は一般廃棄物の処理に責任を

- 負うものであること」が明記されております。また、平成26年10月8日付環境省通知におきまして「一般廃棄物の処理を他者に委託する場合であっても、市町村はその処理に責任を負うものである」との国の考え方が示されております。
- ・これを前提に、次の「委託方法の類型」をご覧いただき たいと思います。業務委託料や資源売却益など、業務を 委託する側である市町村と、業務を受託する側の事業者 との間に行き来するお金の流れを基に、委託方法の3つ の類型を考えてみました。
- ・まず類型A、市町村は資源回収業務の委託料を支出する とともに、回収した資源物の売却益を得る方法です。ち なみに、これは、現在衛生組合で実施している方法であ ります。
- ・次に、類型Bは、市町村は一切の委託料を支出しない代わりに、資源売却益も得ません。業務受託業者は、資源売却益のみを原資として、回収業務を実施する方法です。
- ・最後に類型 C、業務受託業者が、資源売却益のみで回収 業務が実施不能である場合、市町村が、その収入補填を 目的とした委託料を支出し、回収業務の実施を確保する、 という方法です。
- ・この3つの方法が、先ほど前提としました国の考え方に 適合するものであるのかどうかを、次の「・委託方法の 検証」により考えていきたいと思います。
- ・先ほどの環境省通知によりますと、「市町村が収集業務を 委託する場合、法令に規定する『委託基準』に従った委 託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者 が処理を行うことを確保しなければならない」とされて います。そして、その「委託基準」には、「受託料が受託 業務を遂行するに足りる金額であること」が含まれてお ります。これは、一般廃棄物の処理が滞りますと、市民 生活に非常に大きな影響を与えることが想定されますこ とから、委託費用の不足が原因となり、そのようなこと が引き起こることがありませんように、との考え方に基 づくものであります。
- ・そこで、この考え方を、先ほどの類型 A から C にあては めて考えて参ります。
- ・類型Aにつきましては、国の調査した人件費や、県の設定する労務単価等を参考に委託料を算出することによ

- り、「受託料が受託業務を遂行するに足りる金額であること」となる、と考えられます。
- ・一方、類型Bにつきましては、資源売却益は、その時期 の相場により変動いたしますことから、「受託料が受託業 務を遂行するに足りる金額であること」である確証を得 ることは困難であると考えております。
- ・また、類型Cにつきましては、国の考え方は「受託料が 受託業務を遂行するに足りる金額であること」である一 方、このケースの委託料は、資源売却益では不足する金 額を補填する性質であることから、委託料だけを見ます と、「受託業務を遂行するに足りる金額」に満たないこと は、明らかでございます。
- ・これらによりまして、資料右側中段の「・検証結果」に ございますとおり、資源物を公共回収、つまり市町村に より実施する場合の委託方法は、現在衛生組合で実施し ております類型Aの方法とすることが、国の考え方に合 うものであろう、と考えられます。逆を申せば、市町村 が当事者となり資源回収業務を行う場合、そして他者に 業務委託する場合、現在の方法により行う他無い、と言 うことになります。
- ・ちなみに、資料右下に、参考といたしまして、環境省通知の抜粋を掲載してございますが、一番下の行にございますとおり、「市町村の処理責任は極めて重いものである」と明記されております。先ほど申し上げましたとおり、一般廃棄物の処理が滞りますと、市民生活に非常に大きな混乱を招くことが想定されます。委託費用の不足が原因となり、そのようなことが引き起こることがありませんよう、市町村として、費用面から適正処理を担保する必要がある、ということなのではと考えております。
- 以上が、資料2の説明でございます。

#### (赤羽減量推進係長)

- それでは引き続きまして、A3の資料3の方をご覧になっていただきたいと思います。
- ・「資料3 資源物の資源集団回収100%対応自治体と久 喜宮代衛生組合の比較表」でございます。こちらについ て、私赤羽から再び説明させて頂きたいと思います。
- ・こちらにつきましては、表題の通り資源物の資源集団回収100%を達成しております横浜市と埼玉県の新座

- 市、それと久喜宮代衛生組合を比較した表になっております。内容について、かいつまんで説明の方をさせて頂きます。
- ・まず、面積と人口等でございます。横浜市はご存知の通り政令指定都市ですので、面積・人口ともに非常に大きな自治体であります。一方、新座市は東京都に面しており、自治体の面積は組合の4分の1以下でありますが、人口・世帯は組合の80から90%位と、小さな範囲に人口が密集しているような自治体でございます。
- ・次に、資源集団回収団体数でございますが、横浜市が4, 327団体、新座市が157団体となっております。久 喜宮代衛生組合は85団体でございます。この数字を上 の方に記載しております面積で割りますと、1平方キロ メートルあたりの資源集団回収団体数は、横浜市が約1 0団体、新座市が約7団体なのに対し、久喜宮代衛生組 合は1団体以下となっております。
- ・次に、区の数でございます。政令指定都市の横浜市は除外いたしまして、新座市のみ記載させて頂いておりますが、新座市は61区制でございまして、その全ての区が町内会としてですけれども資源集団回収団体として登録されているとのことです。上記の資源集団回収団体数と合わないのは、PTA等の非自治体系の団体も活動していること、また、同じ区の中でもマンション管理組合等が独立して団体を作っている場合があるからとのことでございました。
- ・一方、久喜宮代衛生組合管内の区の数は、現在久喜市が 259区、宮代町が78区で合計337区となっており ます。仮に全ての区が資源集団回収団体として登録され た場合の団体数は、現在登録されている非自治会系団体、 PTA等の団体が51団体ございますので、そちらの方 を加えまして、388団体となる見込みでございます。
- ・次に、回収地域でございます。久喜宮代衛生組合の数値については、左側の※のところに記載させていただいておりますけれども、資源集団回収団体のうち町内会系の団体とマンション管理組合系の団体を抜き出し、それらの団体の登録申請書に記された回収対象世帯数を、久喜宮代衛生組合管内全体の世帯数で割り、求めたものでございます。
- ・久喜宮代衛生組合で、町内会・マンション管理組合系の

団体が回収している地域は21.6%となっております。 しかしながら、こちらの方の内訳を見てみますと、久喜 市の方が24.6%となっておりますが、さらに詳しく 見ますと、久喜地区が0.9%、菖蒲地区が0%、八甫 地区が57.5%、そして宮代町が8.3%となってお り、地区によって大きな差が生じているところでござい ます。

- ・一方、100%を達成している横浜市と新座市でございますが、当然今は100%なのですけれども、資源集団回収100%移行の目標策定前の資源集団回収地域がどのようなものであったかをお聞きしましたところ、横浜市については70%超であった、一方、新座市については0%ということでございました。新座市につきましては、モデル地区で実証を行った後に完全移行という長期計画で移行を進める体制であったため、最初にモデル地区として当時の市長の地元町内会の方で団体を設立し、徐々に広げていったということでございました。
- ・次に、資源の回収量でございます。破線の上段の方が、 公共回収と資源集団回収で回収された紙類・布類の資源 の総重量のうち、資源集団回収で回収された量の割合、 下段が、資源集団回収団体の中のうち、町内会・マンション管理組合系の団体で回収された量となってございます。
- ・久喜宮代衛生組合における資源集団回収団体の紙類・布 類資源の回収量は22.9%ということになっています が、このうち町内会・マンション管理組合系の団体の回 収量だけにしますと9%に留まっております。また、そ の内容も回収地域と同じく、久喜地区0.5%、菖蒲地 区0%、八甫地区26.8%、宮代町7.3%と、地区 により偏りが生じているところでございます。
- ・次に、横浜市と新座市が資源集団回収に100%移行するにあたり、計画策定から達成までに要した年数でございます。横浜市は紙類で3年、布類で4年となっており、新座市がモデル地区で10年、その結果を受けて100%移行しましょうと決定してから7年、計17年となっております。

事前に資源集団回収の下地があった横浜市は比較的短期間で移行しておりますが、下地のなかった新座市につきましては17年間を要しているということでございま

す。

- ・次に、資源集団回収団体に対する報償金でございます。 横浜市はキロ3円、新座市はキロ4円、当組合はキロ7 円となっております。
- ・次に、資源集団回収の対象品目でございます。紙類・布 類は全団体で資源集団回収の対象品目となっておりま す。その他に横浜市については、びん類・缶類も報償金 の対象となっております。ただし、横浜市のびん類・缶 類につきましては、公共回収の対象品目にもなっており ます。
- ・次に、左の欄で「回収」となっているところでいくつか 項目をまとめておりますが、資源集団回収で出された資 源の回収作業についてでございます。
- ・こちらの方は、横浜市と新座市で順番に内容の方をお話 しさせていただきたいと思います。
- ・まず、横浜市については、資源の排出日・排出場所は団体任意で、公共回収の集積所を使用することも、公共回収のない日に置き場所を少しずらしてステッカーを掲示するという方法で認めております。回収は回収業者が行い、取り残しがあった時の問合せは直接業者に連絡する形となっております。また、行政の方で地区の回収日の住民への周知は行っておりません。

また、自治会未加入者対応として公共施設等に回収ボックスを設置しているほか、高齢者・障がい者等排出困難者への対応として、行政で個別回収を行っております。

- ・次に新座市についてでございますが、資源の排出日・排 出場所については、町内会系の回収団体は市の方でそれ らが規定されております。
- ・資源物について、新座市はびん・缶・ペットボトルを公 共回収で集めていますが、町内会系の回収団体は、その 公共回収日に同じ集積所で実施するような定めとなって おります。また、市で回収日を設定していることから、 市のごみ・資源収集表にも回収日が明記されているうえ、 その収集表の方には紙類・布類が資源集団回収団体によ り回収されていることが書かれておりません。このため、 排出している住民の方は紙類・布類についても行政が回 収していると認識していると思われると新座市の担当者 の方はおっしゃっておりました。
- ・このように、住民の方は紙類・布類の資源を行政が回収

- していると認識している為、取り残し等の対応窓口も行政となっております。それらの苦情・問合せが寄せられた場合は、行政では資源集団回収団体を通さずに、回収団体から回収を委託されている業者に直接連絡し対応をお願いしているということです。また、同様に行政回収と同等に思われているというところがございますので、自治会未加入者への対応も行っておりません。
- ・その他、高齢者・障がい者等排出困難者への対応なのですけれども、こちらの方は新座市の方ではそういった制度が公共回収の方にも今はないということなので、行っていないというような回答でございました。
- ・なお、新座市の方の紙類・布類を回収している資源集団 回収団体が依頼する回収業者なのですけれども、こちら の方は資源集団回収団体が契約した業者であって、行政 の方がびん・缶・ペットボトルを公共回収していると申 しましたが、こちらの方も当然業者委託しているわけで すが、その委託業者とは全く別だということでございま す。委託業者の方は現在資源集団回収の回収業者の方に は入っていないということでございました。
- ・次に、資源集団回収団体から依頼を受け資源の回収を行う回収業者についてでございます。表でいうところの「回収業者数」「回収業者に対する助成金」「業者による組合等の有無」の欄でございます。
- ・回収業者の数については、横浜市が184業者、新座市が17業者、衛生組合が19業者となっております。この業者数で資源集団回収団体数を割りますと、1業者あたりの受け持ち団体数が横浜市が24団体、新座市が9団体、衛生組合が4団体となります。横浜市の1業者あたりの受け持ち団体数が多くなっておりますが、先日視察に行きました時に横浜市の担当者からもお話がありましたとおり、横浜市の業者はNPO法人を立ち上げており、それで調整をとっているとのことでございます。なお、新座市の方につきましてはそういった業者の組合はないとのことでございました。
- ・次に、回収業者に対する助成金についてでございます。 当組合については現在ございませんが、横浜市・新座市 については制度がございます。基準につきましては比較 表の「助成金の内容」という欄に書かせていただいてお りますけれども、かなり複雑なのですが、基本的に資源

- の売却単価が下がった際にそれを補てんするような制度 となっております。また、新座市の制度は、売却単価が 高くなった場合には業者から逆に売払金の一部を納入さ せる点が特色となっております。
- ・なお、平成26年度のキロ当たり助成金単価でございますが、横浜市の方は紙類については助成金なし、布類が4.8円。その他、公共回収も行っているびん類にも2.7円を支給しているとのことでございました。新座市については、紙類に1円、布類が4円となっております。
- ・こちらの方までが回収業者に関する事項でございます。
- ・最後に、一番下の段の「事務処理」の説明に入らせて頂きます。
- ・こちらの方は報償金交付に係る事務処理でございます。
- ・報償金を交付するには、まず団体側から行政側に実績報告書もしくは交付申請書を提出する必要がございますが、これらの書類の提出時期については、衛生組合が3カ月に1回なのに対し、横浜市・新座市については毎月ということになっております。
- ・ただし、横浜市と新座市では書類の作成者が異なっており、横浜市では不正受給を避けるため、回収団体と業者の双方から実績報告書を提出させているのに対し、新座市については回収業者の方が全て作成し、回収団体は書類の確認を行うのみとなっております。
- ・これら、先ほどの回収方法も含め、横浜市と新座市では 大きな違いがございますけれども、この方式の違いにつ きましては、横浜市の制度が従来の資源集団回収の発展 形といえるのに対し、新座市については資源集団回収団 体に極力労力がかからないようにすることを念頭に置い た制度ということであると思われます。
- ・これは、100%資源集団回収の方に移行する前から資源集団回収の下地があった横浜市と、資源集団回収の下地が無く、各町内会に回収団体の設立からお願いしていった新座市との状況の違いによるものと推測されるものでございます。
- ・最後に、団体から報償金交付申請を受けた行政側の対応 でございます。
- ・報償金の交付時期につきましては、当組合では申請を3 カ月に1回しか受けておりませんので、支払いの方も3 カ月に1回ということになっております。横浜市と新座

市の方は毎月お支払しているという事ですが、その下の「行政の事務担当者」のところをご覧になっていただきたいのですけれども、現在、当組合につきましては、提出された申請書・実績報告書の内容確認から交付までの事務を正職員1人で行っております。これらの事務にはおおよそ半月ばかりかかっているところでございます。

- ・次に、横浜市でございます。横浜市につきましては、団体数が4,327団体、さらに回収業者からも実績報告書を出させているということでございますけれども、そうやって出された申請書の確認、集計、交付金の決定までの事務は、全て業者に委託しているとのことでございます。職員はやっておりません。交付金の振込事務のみ職員の方が行っており、正職員2人が担当しているとのことです。
- ・次に、新座市につきましては、正職員1人、臨時職員2 人の体制で事務を行っております。
- ・以上で、「資料3 資源物の資源集団回収100%対応自 治体と久喜宮代衛生組合の比較表」の説明の方を終わら せていただきます。

#### (鈴木業務課長補佐)

- ・続きまして、資料4につきまして、ご説明申し上げます。
- ・右上に「資料4」と記載があります、大きなA3版の横 長印刷1枚、上の中央に太字で、件名「資源集団回収事 業への移行に関する経費試算について」と記載がござい ます資料でございます。
- ・前回の審議会におきましてお配りいたしました「資料3 資源集団回収事業関連数値について」という資料を発展 させたものとお考えいただきたいと思います。
- ・まず左上、①表ですが、前回の資料3表にてお示しいたしました経費について、より精密に算出をしたものでございます。資源集団回収事業における、年4回の報償金の申請及び支出につきまして、職員1名が半月の間従事すると仮定した場合の人件費819,344円を加算し、平成26年度の資源集団回収事業経費を15,291,403円とするものでございます。加えて、前回の資料4表にあります公共回収経費を加算いたしますと、集団回収の対象品目であります紙・布類の処理総経費は91,903,706円となるところでございます。

- ・次に、②表ですが、前回の資料3表にてご覧いただきま した回収量の統計でございます。
- ・前回の資料3表では、公共回収中、雨に濡れる等により リサイクルできなかった古衣料5. 15トンは除かれて おりましたが、今回の資料では、その分も加えた重量を 記載してございます。よって、平成26年度における衛 生組合の紙布類の回収量は、公共回収6,976.16ト ン、集団回収2,067.437トン、合計で9,04 3.597トンとなるところでございます。
- ・続きまして、右上の③表でございます。先ほどの②表で求めました、紙布類の回収量であります9,043.5 97トンの全量を、集団回収で実施する場合の経費を試算したものでございます。現在、衛生組合の制度では、1kg当りの報償金7円を回収団体に支出する制度となっております。よって、回収団体への報償金支出額は63,305,179円、加えて、業務増により倍増した人件費を加算いたしまして、紙布類の全量を集団回収により対応する場合の経費は64,943,867円となりました。①表で求めました処理総経費であります91,903,706円と比較いたしますと、26,959,839円、29.3%の減となることが分かりました。
- ・なお、参考といたしまして、本日の資料3によりご説明 させていただきました、神奈川県横浜市及び新座市の制 度をあてはめる場合、それぞれの場合につきましての算 出表を掲載してございます。いずれの場合におきまして も、現在衛生組合にて実施している公共回収をメインと した収集体制と比較し、経費面においてメリットがある ことが分かりました。
- ・なお、この試算では、回収団体への報償金単価及び回収 業者への奨励金単価をいくらに設定するかによりまし て、経費も増減することとなります。つきましては、久 喜宮代の集団回収方式が一番高い、横浜方式が一番安い、 という個々の方法の比較ではなく、先ほど申し上げまし たとおり、公共回収よりも集団回収の方が、経費面でメ リットが生ずる可能性が高いということを、この資料に よりご理解いただきたいと思います。
- ・また、今回の資料にはございませんが、前回の審議会に おきまして、「集団回収を廃止して全量を公共回収する場 合の経費の増額は」とのご質問をいただき、およそ3,

300万円と回答いたしました。その後、更に精査いたしましたところ、集団回収を廃止して全量を公共回収する場合の回収経費は、③表に記載がございます、公共回収を廃止して全量を集団回収する場合の経費であります64,943,867円よりも、25,735,935円、39.6%の経費の増となりましたことを補足させていただきます。

・以上が、資料4の説明でございます。

### (高柳会長)

- ・ありがとうございました。
- ・それでは意見交換に入りたいと思いますが、発言の際は、 挙手をしていただき、必ず氏名を言ってから、発言して ください。ご発言のあります方、どうぞ。

### (築井山委員)

- ・築井山と申します。色々と資料を具体的に提示願いまして、非常に分かりやすい資料の中で説明がありました。 この中で、全部を今ここで理解するというのはほとんど 皆無に近いかなという感じを受けました。
- ・そこで2、3確認の意味でご質問をさせていただきたいと思うのですが、説明の中で重複する面もあるかと思いますが、その点ご容赦頂きたいと思うのですが、まず、資料3で、ちょっと感じたところなのですが、先ほど鈴木補佐の方からも説明のあった所なのですが、現在久喜宮代の方では公共回収と集団回収ということで、比率的には22.9%が集団回収ですよというお話でありました。そこで、この回収業者に対する助成金ということなのですが、久喜宮代の方では19の回収業者に業務委託という形で公共回収をやっているととれるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

#### (鈴木業務課長補佐)

- ・ただいまご質問いただきました回収業者の関係で回答させていただきます。
- ・今回ご審議をいただいております、公共回収と資源集団 回収という大きな二つの方法なのですけれども、実際に 公共回収と資源集団回収で業者に対する私どもの関わり につきましても明確に分かれているところでございま

す。

- ・資源集団回収につきましては、事業者の方から私どもに 登録をいただく形となっており、登録をいただいた中で それぞれの回収団体、PTAなり町内会なりといった回 収団体が、その登録事業者の一覧を見ながら個々に折衝 し、それぞれ当事者間で契約を行っております。そうい った状態が、現在の資源集団回収の団体と事業者との関 わる方法でございます。
- ・一方、公共回収につきましては、市町村が収集業者と個別に直接契約を行ってございます。それは今のところ各エリアにつきましてそれぞれ異なる業者となっておりますけれども、方法といたしましては行政と事業者との間の契約になっているところでございます。
- ・これが、資源集団回収と公共回収との契約方法の違いと なろうと思われます。

### (赤羽減量推進係長)

・引き続きまして、資料3にあります回収業者数につきましては、さきほど補佐の方から説明のありました資源集団回収団体が依頼できる業者数になっております。言い方的には例えば許可業者みたいなことに近いと思われるのですけれども、団体から資源の方を運搬してもらえる業者はありませんかということで聞かれた場合に、久喜宮代衛生組合に登録されている業者はこれですよと、この19業者の一覧をお渡しします。団体の方はその19団体の中から自分の方針に合う業者と契約をされてやるということでございます。

### (築井山委員)

・その辺の具体的なことはやはり簡単でいかようにもなると思うのですが、まず、初歩的な事で聞いている訳なのです。たまたま資源回収という事で、公共回収と集団回収がありますよと。一方では業務委託という形でそれぞれ業者の方にお願いをして回収していますよと。それを約77%くらい業務委託という形でやっていますよと。それにはどうであれ市が委託をして回収をお願いしているわけですね。そこに関わる資料という形の中で、回収業者に対する助成金という名目になっておりますけれども、ここには委託料という形の中で、お金というものが

反映されてくるのかなと。もっと具体的に申し上げるならば、集団回収であれば、キロ7円という形の助成金でやっているから非常に久喜宮代は経済効果がありますよというのは正直よくわかります。しかし、なかなか集団回収という形であっても、今でも23%くらいですから、当然のことながら公共回収というのを広げていかなければならない、広めていかなければならないのだけれども、一方では委託という形でお金が出てきますよと。その辺との因果関係をもう少し広げると、非常に理解がしやすいのかなということで申し上げたところなのですね。

- ・ですから、一方では公共回収・集団回収、そして集団回収をやるところでもPTAとか町内会といっても、そういう面でのトラックだ何だかんだの輸送やらのシステムが無い場合、当然中間の一般業者にお願いをしなければならない。これもよく分かります。ですから集団回収というなかでも、全部が問屋業者の方まで持っていけるかといえば、これはなかなかいけませんよね。そういう意味でその辺をどう整理する中で私達は認識していけば良いのかということが分かるようで分からなかったものですから、その辺を申し上げたところなのです。
- ・もう少し具体的に申し上げるならば、この資料3の中で、 集団回収団体に対する報償金ということで、今、久喜宮 代の方ではキロ7円ですよと。他のところでは4円、3 円という形でありますよということですね。ここら辺は なぜそういう格差があるのかというのは、そういう面で の助成をこちらの方でやらないと、負担ばっかりが町内 会なり集団回収の方にいっちゃうから、その辺の報償制 度をそちらの方で上乗せしていて他市町村よりも高いの ですよと読み取ることができたのですよね。一方ではそ れをさらに広げるためには、今度はこの回収業者に対す る助成金というものを、委託料とどうマッチングさせた らよいのかなというところが、ちょっと見えなかったも のですから、その辺をどのように解したらよいかなとい うことで打診をさせていただいたところなのですね。

#### (赤羽減量推進係長)

・ただいま筑井山委員からありました委託料と回収業者に 対する助成金の関係について、少しご説明させて頂きた いと思います。

- ・さきほど資料2のところで鈴木補佐からも話のありました公共回収に係る委託料、公共回収で行う場合には委託料を支払わなければならないというものがございました。こちらの方の委託料というものについては、業務委託というのは業者の方に「こちらの方をやりなさいよ」と公共の方でやります、それの費用について委託料ということでお支払いをしているわけでございます。
- ・一方、資源集団回収の場合は、資源集団回収団体の方が 業者に依頼しているというものでございます。つまり、 ここの間に行政が契約関係で立ち入らないわけでござい ますから、そもそも契約関係がないので委託料の方はま ったくかかっておりません。
- ・それでどのようなことになっているかと申しますと、まず、久喜宮代衛生組合管内におきましては公共回収を行っております。公共回収の方には当然委託料をお支払してやっております。その他に資源集団回収団体が行っている資源集団回収事業がございます。そちらの方で回収している業者の方にはただ今衛生組合では委託料も何も支払ってはいないという状況でございます。
- ・それを踏まえまして資源集団回収団体100%の自治体がどのような形式になっているかと申しますと、こちらの方につきましても、資源集団回収団体とそこのところの業者との契約でございますから、横浜市、新座市ともに委託料は支払っておりません。公共回収の方はやめてしまっておりますので、当然こちらは委託料という形では0となるということでございます。
- ・しかしながら、公共回収の方をやめてしまっておりますけれども、こちらで万一業者の方が「資源集団回収をもうやめます。うちでは対応できません」ということになってしまうと、当然そちらの方は資源を回収するところが無くなってしまいますので、そういったことが起こらないようにというような目的もあって、回収業者に対する助成金というものを制度として盛り込んでいるというるというでございます。特にこちらの方は先ほど資料3のところで話しましたけれども、売却益が低くなると助成金の方が上がるというのは、つまりそういたことで言い方が悪いですけど補てんをいたしまして、資源集団回収の方を続けてくださいというようなものであると考えております。

・まとめますと、資源集団回収に100%移行すると、行政の方から委託料ということで業者の方に支払うのは0になるということでございます。以上でございます。

#### (佐々委員)

- ・鷲宮地区から参っております佐々でございます。私達が 日頃町内会、自治会あるいは地域活動の中で最近感じる のは、最も身近でありながら大きな課題でもあるのは環 境、それから福祉ではなかろうかと思っております。福 祉もたいへん幅が広い。この環境・ごみについてもたい へん大きな課題であろうかと思います。
- ・今私どもがここで進めておりますのは、究極はごみを減らそうという意識を市民に持ってもらう。報償金等が出ておりますけれども、そういう方向に向いての一つの手段・方法であるのではないかと受け止めております。いかにしてごみを出さずに効率よく回収して処理をしていただくか。
- ・先ほどここで2つだけですね、今急いで3ページから4ページお聞きしましたけれども、非常に幅が広いのでですね、たくさんありますけれどもその中で2つだけお聞きしたいのですが。
- 一つは、事業者に対しての補てんですか、助成金ですか、 業者がやっていけなくなると回収に困るわけですね。当 然収入のこともある。したがって業者を監視といったら なんですけれども、助成をしながら指導をしながらとも に効率よく回収していく。ここでですね、業者の数が横 浜市、新座市、久喜宮代と出ておりましたが、この業者 に対しての助成金を扱う時に、企業努力とか省力化とか 効率化というものをどうやって判断するかが大変難しい ところではなかろうかと。のんびりやっていて、やって いけないから助成金を下さいというのも困りますし、そ うかといってあまりきつい仕事をさせても無理をさせる と当然事故等も発生すると思います。これが非常に大事 なところではなかろうかと。あと、回る地区によっての 回収量。人口密集地帯でしたらかなり資源が回収できま す。一方農村地帯では同じ量を集めるにはかなりkm数が 大きくなりますね。これはいつもの資源回収はなかなか できないと。それを一律に当てはめるというのも大変だ と。それが一つです。

・それから報償金が横浜市が3円で新座市が4円ということで、久喜が7円出せる根拠というか、7円出しても相対的にプラスになりますよということですけども、では相対経費は久喜は高かったのかなと、人口一人当たりですとか。あるいはごみが出ていないのかなというのもありますけれども、7円ということについて、どうして7円なのかということでご説明頂ければと思います。

#### (赤羽減量推進係長)

- ・それでは佐々委員からご質問のあった事項についてお話 しさせて頂きたいと思います。
- ・まず、業者の方の助成金関係で、補てんという考え方があると。ただ、こちらの方は企業努力ですとか回る地区とかそういったところで変わってくるのではないかというようなお話がございました。確かに佐々委員のおっしまったる通り、助成金で基本的に横浜市・新座市の方は集めた量でキロ何円で出されている訳です。ですから業者で利益を得ようといたしましたらば、それこそ投資とかそういうのをしないでとにかく台数を抑えてそれだります。ですけれども、そういったことで事故等を起こされても本末転倒ですので、もし資源集団回収に100%移行するとなった場合は、こちらの業者の方は登録制となっておりますので、そこらへんの基準については熟慮しなければいけないと考えております。
- ・もう一点、報償金でキロ7円支出している根拠ということでございますけれども、久喜宮代衛生組合では合併前から確かキロ7円でやっているのですけれども、まずはこちらの方資源集団回収団体ということで、こちらの方を盛んにしようという考えがございまして、こちらの方は高い金額でやろうという考えが前からあったというのが一点、あともう一点が、先ほど申しました回収業者の助成金、そういった助成金を出している自治体もございますけれども、久喜宮代衛生組合では出しておりません。そういった投資等も少ないという事で7円が維持できていたとも考えられます。あとはこちらの方は私の方の推測でございますけれども、今の登録団体数85団体とございます。他の地区の団体数と比べると非常に少ないということになろうと思います。少ないからこそ厚くでき

たという側面はあると思います。これが倍増とかいたしますと、当然支給の方も倍増する可能性がございます。 そうした時に組合として7円が維持できるかどうかというようになりますと、こちらの方は検討しなくてはならないのではないかと思われます。

#### (鈴木業務課長補佐)

佐々委員のご質問の中で、地域によっては様々な住宅地 もあれば農村の地域など様々な地域がありますがという 趣旨のお話をいただいております。実際にこちらの資料 にもあげさせていただいております横浜市ですと、面積 が資料3ですと435平方キロメートルということで、 非常に広い面積となっております。単に横浜市といいま すとイメージするのが開けた大都会というイメージです けれども、その周辺にはちょっと離れますと非常に山間 の、住宅が必ずしも密集をしておらない、そういった地 区もあると存じております。そういった中でも横浜市に つきましては報償金の単価等は一律ということで聞いて おります。こちらにつきましても、そういった例を踏ま えまして、次の段階、具体的に資源集団回収制度で進め るとなった場合の報償金の点につきましては、そういっ た面、他市町の検討の材料等も含めて金額を考えていく 必要があるのかなと考えております。

#### (佐々委員)

- ちょっと今のことについて一言追加いたします。
- ・最初決めたことでこれでずっと行くんだというのは、なかなか世の中も変わりますし、状況も変わりますから難しいと思います。しかし、私どもも含めた担当の皆様方で試行錯誤を繰り返して、ごみについては先駆けの市となっていただくということで、ひとつ今後とも皆様方にお願いしたいと思います。

#### (名合委員)

- ・宮代町の名合です。
- ・今日いただいた資料の中で、やはり公共回収よりも集団 回収の方が約3割くらい費用を削減できるということは 分かりました。確かに集団回収は、圧倒的に公共回収か ら集団回収の方へシフトしているのはよく分かっていま

す。それで埼玉県は確かに公共回収が多いという事も今 までの資料の中で分かってきたのですが、特に埼玉県で あっても新座市が今言ったような集団回収に100%シ フトしたと。久喜宮代衛生組合も全国に並んで集団回収 にシフトしていこうという流れはよく理解できたのです が、その中で例えばいわゆる市民生活に大きな混乱が生 じないようにするにはどうしたらよいか。例えば集団回 収した場合に特に宮代町の場合だと78の区長制度があ りますので、そこから降ろして集団回収にしていこうと なった場合、色々な段階というか手続きというのですか、 計画とかまたは計画に従って業者の選定だとか、選定し た時に周知だとか、いわゆる色々な手続きがあるわけな のですね。横浜市の方はNPOの方がある程度あるとい うことでよく理解できるのですが、新座市を見ますとそ の手続きはやはりモデル地区が先行しているために手続 きが割と簡略化されていると。現在、久喜宮代衛生組合 でも集団回収をするときの手続きだと、登録の申請とか 報告とか決算とか会計とか、または登録団体に対する通 知だとか報償金の書類の手続きとか、色々な手続き関係 が複雑じゃないかなと思うのですね。当然集団回収10 0%移行をすればもっと簡略化されるべきと思うのです けれども、集団回収へシフトするなかでやはり今の78 ある区長制度を利用した場合、今みたいな手続きを求め られるとするとかなり人間が関わるのではないかなと私 は思うのですね。一気にやろうということであれば、そ れはそれなりに久喜宮代衛生組合の方で色々な事前周知 のPRが必要だと思います。

・それでこの月刊廃棄物の中でも、昨年の12月に青森県がやはり公共回収から集団回収に移行しようということで色々な取り組みをされてますけれども、やはり流れとしてはその方向であるというのは私は良いと思うのですけれども、その中でやはり混乱を生じないようなことを。やはり全然まだ見えてないわけですね。確かにまだそこまで結論が出されてないからやむを得ないとも思いますけれども、本当に混乱は生じないのかという疑問がやはりあるのですね。今の宮代町の区長の中で、そのような手続き、移行の中で毎年毎年報償金をもらうとしても、手続きが本当に可能であるような形に。それと自治会に加入していない場合はどうしたらよいのかとか、疑問が

いっぱい出てくるのですね。ですから、集団回収のメリットというのはありましたけれども、逆に今度はデメリットというのですかね、そういうような混乱が生じないようなものをぜひこれから考えていかなければいけないのかなという疑問が非常に生じましたので。私の意見としては今日の資料の中で受け取れた感じは、そのようないきなりこれからスタートした場合にそういうような問題が生じてくるのではないかなということを感じました。

#### (赤羽減量推進係長)

- ・すいません。今、名合委員からご意見をいただきましたが、ちょっと本日こちらの方の検討課題という事で最終目標の方を決めようという話がございました。そこのところで少し、名合委員も懸念されていた事項がございますけれども、事務局の考え方の方を少し話させて頂きたいと思います。
- ・今、久喜市と宮代町の方で、ごみ処理基本計画を立てる という検討委員会が始まっているのはご存知だと思いま すが、この場で最終目標を決めるという事を申しました が、ちょうど平成35年に久喜市の方でごみ焼却施設が 動き出す予定であると。それによって久喜市と宮代町の 方でごみ処理の方を行う予定であるというような話がご ざいます。今こちらの方で考えて頂きたいのが、平成3 5年までにこちらの方をやるのかということでございま すけれども、私どもの方では平成35年までに完成させ るというようなことは考えておりません。将来的な目標 の方を決めまして、平成35年までに100%完遂して 渡すんだではなくて、こちらの方は場合によってはモデ ル地区とかを始めまして、その結果を受けて久喜市・宮 代町の方に引き継ぐですとか、そういった方法でもこち らの方は構わないと思われます。逆に新座市とかの例と かで見ますとかなり年数がかかっておりますので、これ を強引に7年で方付けようとなりますと、かなり問題も 生じてくる可能性がございます。ですので、平成35年 という事にこだわらずに、久喜宮代衛生組合・久喜市・ 宮代町の方向性として、こういった方向性がよろしいの ではないかというようなことで、最終目標の方は考えて 頂ければと思います。当然、久喜市・宮代町の基本計画

の検討委員会の事務局の方には、私どもの方でそういったことで目標を定めましたという事はお話しさせていただきますし、また、そちらの委員会の方に入っていらっしゃる委員さんもいらっしゃいますので、そちらの方は大丈夫だとは思いますけれども、そういう事で久喜市・宮代町のタイムリミットの方に囚われずに、最終目標について検討していただければと考えております。

#### (貞方委員)

- ・質問が3つほどございます。色々たくさん資料の方を作っていただきましてありがとうございます。
- ・まず資料2なのですけれども、検証結果として類型Aが 適合すると書いてあるのですけれども、私が今までのこ とを理解していないのだと思うのですけれども、このA、 B、Cの比較をした理由とは何なのかなと。ちょっと分 からなかったものですから。

## (鈴木業務課長補佐)

- ・では、資料2につきましてのご質問を貞方委員からいた だきました。
- ・こちらの資料なのですが、前回のご審議の中で、今集団 回収と公共回収、集団回収ですと行政の支出としては回 収団体の報償金というのがありますけれども非常に低く 抑えられている。委託ですとそういうところの費用がか かりますよと。そういった形で、また、一部の集団回収 の業者の実施している方法、本日の資料1にも示させて いただきましたけれども、この方法の中で、場合によっ ては収集業者が集めた品物を売却をすることで利益を得 ると。そういったことでそれだけを原資として仕事をし ているように見受けられる、そういった可能性もあろう かと。それをそのまま行政と業者との間に当てはめるこ とはできないかと。つまり、業者の方が自分達で集めた 資源物を売る事だけで公共回収と同様な規模でそういっ た仕事ができるものなのかなと。そういった形で前回そ ういった趣旨のご質問をいただいたと思います。そうい った形で、はたして業務委託のあるべき姿というのはど ういった姿が適切なのかというところで、今回の資料に つきまして検証をした、そういったところでございます。
- ・やはり法律それから国の通知等からも含めますと、やは

りごみの処理というのは市町村が負うべき責任でござい ます。こういった責任を持ってやっていることをもし業 者に委ねる場合はそれ相応の、担保ではございませんけ れども「この委託料でこの仕事をしっかりやってくださ い」といった形で、市町村が責任を全うできるようなや り取りが必要であろうと。それがこの資料2でいうとこ ろの類型Aのやり方なのかなと。それ以外のB、C、こ ちらにつきましては、なかなかそういった考えからしま すとそぐわないのかなというところで、現在ご審議をい ただいています公共回収それから集団回収、先ほど来多 くの方が集団回収のやり方も色々ありますよねという形 の内容を前提としてご質問ご意見等いただいています が、一方の公共回収につきましてはこちらの類型Aのや り方しか法令等に照らし合わせるとないのかなと。一方 集団回収は様々なやり方があると。本日につきましては、 そういった前提のもとで大きな方向性をもし決定をみる ことができれば大変ありがたいなと考えているところで ございます。

#### (貞方委員)

- 分かりました。
- ・2番目と3番目の質問なんですが、資料4ですけれども、 そこで26年度の報償金交付額が合計で14,472, 059円と載っていますけれども、団体が85あるそう ですが、それで割り算をしてみたら1団体あたり17万 円という報償金になりますけれども、これはどういった ことに使われているのか。団体は色々と使っているんだ と思いますので、難しいとは思いますけれども多少でも 分かればと思いました。
- ・それから3番目ですね、③で試算していただいて、それ ぞれ試算すると2,600万円なり5,000万円なり 処理費用が減るわけですけれども、市民の立場から、減 ってどうなるのかと。もちろん市民税が減るとは思いま せんけれども、では組合経費が減って、結果どうなるの かということも知りたいと思います。以上です。

#### (赤羽減量推進係長)

・それでは貞方委員のご質問のうち、まず報償金がどのよ うに使われているのかという内容でございます。 ・実はこちらの方は、団体の登録申請が2年に1回行われ ております。そちらの方で2年に1回行われる際に、決 算書の方を付けてくださいということをお願いしており まして、当然決算書の方ですと、収入の部、歳出の部と いうことで分かれております。収入がいくらありました、 そこでうちの団体ではこのように使いましたということ で収支決算の方が出てると思うのですけれども、基本的 にこちらの方は収入の方で報償金が載っていない団体は 認めておりませんので、全て団体の方に報償金は入って おり、個人的に使っているとかそういったことはござい ません。実際にはそういったことで団体の方の収入とい うことになっておりますので、運営費として使われてい るというようなことになります。その運営費がどのよう なことに使われているということにつきましては、やは り町内会系の団体さんですとかPTAの団体さん、また スポーツ少年団とかそういったところによって性質は大 きく変わってございます。ですけれども基本的にそこの ところの運営経費の一助となっているということで私ど もの方では判断しております。

#### (鈴木業務係長)

- ・続きまして資料4の③についてのご質問をいただいております。資料4の右側につきましては、集団回収に全量を移行した場合の試算ということで、様々な例に基づきますケースに当てはめた表を掲載してございます。そのなかでは、3つの表いずれにいたしましても減額となってございます。実際に、一般的なお話として私どもにも当てはまるお話なのですが、やはり自治体の収入自体が税収とともになかなか上がってこない。むしろ減少傾向かつ社会的にも高齢化がどんどんと進捗をしている状況。こういった中でなかなか自治体の収入面につきましても非常に今後も厳しい事が考えられます。
- ・ですので、ここでそういった事業を金額的にもスリム化することで、当然ながら直接皆様方の生活にこの減額分がどのようなというのはなかなか今の段階ではお話しがしにくいのですが、ただ一方で皆様方の生活面におかれましては、今までの公共回収で広く私どもが得た売却益を加味しまして、色々な金額的に折り合いをつけましての業務を行ってきたわけなのですけれども、もし集団回

収に移行しますと、今度は皆様方にそういった報償金を、100%移行であれば全てのエリアの団体の方に直接配分されることになります。こういった中で、減額することはそういった大きなところからのものしか言えませんけれども、実際に市民お一方お一方の生活で見ますと、そういった地域におきましても財政面でも有利になる事は多分に考えられようかと考えております。

#### (貞方委員)

分かりました。ありがとうございました。

### (松永委員)

・先程団体の方がどのように報償金を使ってらっしゃるか ということで、実際私どもは10年以上やっております が、具体的にやっている団体ということで、私どもの方 はコミュニティ協議会で資源回収をやっているのです ね。ですから全体的に区としては11区の団体でやって いるのですが、各学校単位でコミュニティ協議会を鷲宮 の場合はしておりますので。その中でおっしゃるように、 今年度先ほど赤羽さんがおっしゃっていただいたんです が、その説明で十分用は足りていると思うのですけれど も、やはり今年に限っては大体のものが行事は過ぎたの ですけれども、やはり「介護パート1、パート2」とか その専門家の方をお呼びして公民館をお借りして全体的 に回覧板を回して開くとか、もしくはコスモスロードの ウォーキングとか、様々な福祉の方に関しましては、福 祉に関することで介護とか色々なメニューを開始しまし て、大体それぞれに今年の行事はこうしましょうという ことで、一部でも少しでも皆さんに還元できるように努 力をしております。ですから、今回それぞれにふれあい 交流会とか、ここにいる佐々委員さんも知ってらっしゃ るのですけれども、やはり団体、報償金がいくらいただ けるかということよりも、そういうことをしましょうと いうことで。前にも申し上げましたけれども、平成元年 に初めて鷲宮の場合にはモデル地区を作って資源回収を やりましょうということで、一番最初の出だしが平成元 年だったのですね。ですけれどもPTAさんとか学校に も出そうということでその時には学校中心にしておりま したのですけれども、各団体でそれを努力しようという

ことで、各方面で、言葉が足りませんけれども、あらゆる方向性で努力をしていると。それで皆さんに還元をして、親睦を図る、コミュニティを図るとかということを主にして還元をしている次第です。以上です。

#### (雨宮委員)

資料の4を見ると、結局集団回収を全面的に取り入れた 場合の費用という試算をされているので、3つのケース で相当の費用の差が出ておりますが、結局集団回収をす ることで、かかる費用を減らせるということはあり得る わけですね。それをやはり狙いにしていくのか。つまり 久喜宮代全体として資源回収にかける費用の圧縮するこ とが一つの目標なのかという観点なのですね。その場合、 現状は7円の報償金を出していますから、この7円とい うのがもし全部の回収団体に与えられることになると、 本当にこの6,500万円になってしまうわけですよね。 横浜とか新座は3円とか4円ですから、当然全報償金の 額は低く納まっているわけですよね。この辺をどうして いくのか。もし全面的に集団回収ということになった場 合に、この辺は大きく揉める所だと思うのですね。つま り、これまで集団回収をして7円報償金をいただいてい る団体は、当然切り下げをしてもらわないといけないの か、あるいは維持するのかということになります。新た に集団回収を始める所に関しては、新しく報償金を出す ことになるわけですよね。その場合7円という高い単価 で良いのかということになりますと、横浜・新座並みに していくことが狙いであれば、当然その辺を切り下げな くてはいけない。そうした場合、これまで報償金をいた だいている団体が了承しうるのかという問題が出てくる と思います。その辺について、事務局のお考えがあるよ うなら教えてください。

### (若山事務局長)

- ・今雨宮委員からご指摘をいただきました件について、事 務局長の若山から答弁させて頂きたいと思います。
- ・組合としては、その辺も審議会の中でご検討いただきたいなというように考えております。ですから、この後回数が限られているのですけれども、年明けの審議会の中でその辺も含めてご検討いただければなというように考

えております。そういう中で、組合事務局としては、この7円という報償金をお支払しても、先ほどご説明しましたように資料4のとおり削減できるわけです。そういう中で、この報償金を団体なり地区で有効に使っていただければ、今現在やっている業務委託で資源を回収しているよりは良いのかなという一面も考えているところでございますので、その辺も含めて後々ご審議いただければというように考えているところでございます。

#### (高柳会長)

・少し時間も経過しましたので、この辺で休憩を取りたいと思います。再開は10時40分ということでよろしくひとつお願いします。

休憩 午前10時31分

再 開 午前10時40分

#### (高柳会長)

- それでは再開いたします。
- ご質問あるいはご意見の方ございますか。

#### (浅倉委員)

- ・今回事務局の方から経費に対して詳細な物が出たので、 これを見まして集団回収というのはやはりコストが安く なるのだなというのは皆さん納得していただいたものか なというように私自身は思っています。
- ・あと、集団回収にしてもそうなのですけれども、戦後ご み処理というのは劇的に変わってきまして、特になぜリ サイクルしなければいけなくなったのかというと、19 60年前までは、高度成長時代のちょっと前くらいです ね、そこまでは別に資源という物を集める必要はなかっ たのですね。そういう物を集める方がもういたわけです ね。私自身もよく分からないのですけれども。
- ・そこから高度成長時代に来まして、物がたくさん増えたことによって、ごみ問題というのが出てくるのですけれども、じゃあ資源集団回収というのもなぜやり始めたのですかというと、そもそも古紙等が余ってきたのですね。余ってこなければ別にこちらも回収する必要はなかった

のですけれども、大体今から25年前くらいに古紙が暴落した時期があったんですね。そこから集団回収というのは始まっているのです。なので業者への助成金を渡しているというのも、今まで古紙というのが売れていたというものが、古紙業界の低迷によりまして逆有償という立場になったのですね。逆に古紙問屋さんがお金をもらわないと処理しませんよ、引取りませんよという時代がありまして、これは困ったということで、そもそも助成金というのはそういった回収業者さん古紙業者さんを支えるという意味でもあったということを一言皆さん記憶にとどめていただければなというように思います。

- ・それで結局その後持ち直したのですけれども、持ち直した理由は古紙問屋さんが中国に輸出し始めたのですね。中国に輸出したことによって、どうにか市況を取り戻したのが今までずっときているわけなのですけれども、今中国経済はこの先どうなるか分からないということなのです。別に中国は日本から古紙だけ買っているわけですね。ただ日本の古紙は質が良いので中国の方では今引き取られていますけど、いつ何時中国の方で引き取れませんよと。もしくはすごく安くなってしまったということになるとまた逆有償になる心配というのも無きにしも非ずですので、ちょっと業者への助成金というのは買い支えみたいなものですので、今後とも行って良いかなと私自身は思っております。
- ・あと、皆さんの話を聞いていまして、コストの話も確か に大切なところなのですけれども、集団回収はなにもコ スト削減だけではなくて、その他の効果も大きいと言わ れているわけですね。
- ・一つが資源物の品質の向上ということで、行政回収より 集団回収をした方が物が良いのが集まるのですね。とい うのも、当然地区でやるわけですから、「皆さん良い物を 出してくださいね、異物は混ぜないでくださいね」とい うことで、狭いところでしかも皆さんの目があるわけで すから、良い物が出てくるというのも一つのメリットで すね。そうなると当然リサイクルの向上にも繋がるとい うことで、業者さんからしてみれば良い物が集まるとい うことです。
- ・あともう一つは、先ほど言った通り、名合委員の所でお

っしゃいましたけれども、色々な方が関わるのですね。 そうすると、地区のコミュニティの活性化という意味で も今ものすごく効果があるんじゃないかといわれている のですね。確かに集団回収をやらない地区もありますけ ど、最初混乱があるんじゃないかということがありまし たけれども、いざやるとなれば色々な人が集まってく わけですね。「こうやった方が良いんじゃないか」とか「異物はこうい ういう方法が良いんじゃないか」とか「異物はこう・ 風にすれば入らないんじゃないか」ということで、地区 で話し合うのですね。そういったところでコミュニケー ションが生まれてきて地区が盛り上がるというのもある のですね。これも集団回収のコストだけではないコミュ ニティの活性化もしくは地区の活性化ということであり ます。

- ・もう一つは環境意識の向上ということで、PTAとか学校がやれば、子供の頃からリサイクルもしくはごみ問題ということを学べるわけですね。そういった子供達が大人になったときに、いざ色々なごみ問題に直面したときに、これはもう既に子供の頃からリサイクルの意識があるわけですから、じゃあ集団回収をしましょうといった時に、「面倒くさいよ」というところも無くなってくるわけですね。
- それで、私自身は長期スパンで集団回収に移行するべき ではないというように思っています。というのも、おそ らく集団回収をやりましょうとなったときに、地区に持 って帰ったときに、私の地区でもそうだったのですけれ ども、絶対に「面倒くさい」「これだけ地区が高齢化して いるので誰がやるのか」ということで喧々諤々すると思 うのですね。そういった時に「じゃあ10年かけてやれ ば良いのですよ」といったらもう誰もやらないと私自身 は思うのです。他の自治体もそうなのですけれども結構 短期間で、この例のところの新座市は結構長いのですけ れども、他の所の自治体というのは色々あるのですけれ ども大体尻に火がついている所が多いのですね。例えば 最終処分場がないとか行政区が小さすぎて新しい焼却炉 ができないとか、そういった切羽詰まったことになると、 日本人というのは物凄い知恵というのか行動力が出てく るのですね。なので、上勝町とかすごく分別をしている ところもありますけれども、あれも結局ダイオキシンが

出るような炉を造れなくなってしまって、あれだけ小さい自治体ですともう炉ができないと。これは何とかしなければいけないということで、多分別して全て資源物にしましょうといったことでやり始めたのですね。ですから、尻に火が付けば私達は結構やりますので、例えばでも7年とか、新炉に移行すると、行政回収に移行すると、行政回収はしませんよというなとでもしあれば、おそらく地区で皆さん話したよって、素晴らしい、新しい私達の考えられないような集団回収というものをもしかしたら出てくるのかなと思っておりますので。コストだけではなくてそれ以外でも集団回収というのはメリットがあるということをお耳に入れておいたらいいかなということで、一つ提案しておきます。以上です。

#### (見山委員)

- ・見山でございます。私はリサイクル協同組合という地元 の古紙屋さんとか収集会社などが集まっている団体の方 の代表として参加をさせていただいております。
- ・非常に集団回収ということが先進的な形ということで、 集団回収ありきで話が進んでいるところではあるのです けれども、ここで質問させていただきたいのが、資源回 収業者と再生問屋、資料1を見た中で、この資源回収業 者さんが選ぶべき再生問屋さんというのは、基本的なス タイルとしてはここでも契約が成り立って半年とか四半 期とかそういう部分になるものなのか、資源回収業者さ んのハンドリングにおいて古紙問屋というのは色々と変 えられるよとか、そういったシステムというのはどのよ うな形で今やっているのでしょうか。

#### (赤羽減量推進係長)

- ・見山委員からのご質問なのですけれども、今現在資源回 収団体が依頼している業者さんが持って行っている再生 問屋をどのように決められているかというようなご質問 であったと思います。
- ・こちらの方は資料1の方を見ていただきたいのですが、 見山委員がおっしゃられているのは、右側の方の資源回 収業者が再生問屋に持って行っている、そして再生問屋 から売却益が出る、ここのところの再生問屋がどのよう

に決められているのかというようなお話しであると思います。こちらの方なのですが、現在久喜宮代衛生組合では、資源回収業者は登録制でございますけれども、再生問屋については登録制ではございません。資源回収業者の方がこちらの方は自由に決めてよいという形となっております。また、資源回収業者には、実は紙の再生問屋の方もその中に入っておりまして、自分の所で直接全てやってしまうよというようなところもいくつかございます。そのような状況になってございます。

### (見山委員)

・ありがとうございます。そうするとこれは契約はあくまでも回収業者さんがということで、それが紙面によって契約を締結しているかどうかというのは、そこまでは衛生組合さんとしては関与していないということでよろしいでしょうか。

## (赤羽減量推進係長)

・そうですね。まず、団体から業者の方は、団体がどこの 業者さんにお願いしていますかということで、そちらの 方の報告はいただいていますが、業者の方が再生問屋と 契約しているかというところまでは見ておりません。た だ、どこに卸しているかは、卸したところの仕切り書を こちらの方で証明として付けるようにと申しております ので、どこに卸しているかということは把握することが できるというような現状でございます。

#### (見山委員)

・ありがとうございます。

### (松永委員)

・すいません、さきほど言い忘れたことが一つあるのですけれども、鷲宮の場合5つの小学校がありますもので、小学校単位でコミュニティ協議会ができております。その中で学校の小学校単位なものですから、やはり小学校の方でもPTAさんが資源回収をやっています。ですから私どもの方のコミュニティ協議会もやっておりますし、ですから先ほど言い忘れましたということは、PTAさんの方にも、ぜひお孫さんもいるでしょうしあれて

- すから、ぜひ出していただきたいということと、それで 少しでもいいから私どもにも出していただけたらありが たいですねというようなことを、それぞれの行事の中で ご挨拶をさせていただいたりしております。
- ・やはり私どもの方は2,615世帯くらいに回覧板を出 してそれぞれの行事をさせていただいておりますし、先 ほど言い忘れましたけれども、コスモスロードが約12 キロメートルくらいありますので、今度の久喜マラソン 大会でもそこは入っているのですけれども、そこの種ま きとか草取りとか、やはり全体的にボランティアをさせ ていただいたり募ってやっていただいたり、そのような ことをさせていただいている。ですから先ほどの還元の 中に、ペットボトルのお茶を出したり、軍手を買ったり とか、それぞれに色々な事に活用をさせていただいて、 年1回の広報を出したりとか色々な事を少しでも。さら に行事だけではなく、今年は介護ということで、もちろ ん市の方でも福祉課の方があるのですけれども、やはり それとは違う面でも関わろうということでお勉強会をさ せていただいたりしております。先ほどの補足で。佐々 委員もそれ以上のこともしておりますので、ぜひ意見を 聞いてほしいと思います。以上です。

### (佐々委員)

- ・度々すいませんけれども、関連しておりますけれども、 先ほど貞方委員の質問について私がお答えするというわ けでもないですけれども、今松永委員からも報償金の使 い道についてということで、私どもも実際に今使わせて いただいておりますので、それについて補足というか追 加させて頂きます。
- ・一般的に既によく受益者負担なんてそういう言葉を聞きますけれども、本来はごみはその受益を受けた方が処理できれば良い。業者が売ったら売った方が回収すればということですけれども、最近業者もかなり回収はしているようでございます。しかし、読んだから読んだ人が全員責任持てるかといったらなかなかそうもいきませんので、今行政あるいはこれから進める資源集団回収という話が出てきていると思います。こと資源集団回収の回収を誰がやるのかと。一番元はそれぞれ町には町の、例えば鷲宮には56の行政区があります。行政区の中に自治

- 会、班長制度がある。この班長さん達のご理解ご協力をいただかないと。区長が一人で300から600世帯となっている所だと班長制度そのものが、これは市民課の方だと思いますけれども行政から見た位置付けはなにもございません。従って班長そのものは市の班長では言ってみればありません。位置付けが無いのですから。私どもの自治会の班長なのです。これであれを配りこれを配りごみも分別しろと言ってもですね。これは先ほど言いました受益者負担ということで、ごみは誰が出しているのだから、交代でごみの分別整理をしていただきたいと、こういうことで自治会はほとんどきていると思うのですね。できれば位置付けができていればなお組みやすいかなと思っております。
- それから報償金の使い方ですけれども、今私どもの方で 70万円、全体でここで見ますと1.500万円ですか ね、人件費も含めて。久喜と宮代入れて人口18万人で すから、費用は一人あたりにすると80円ぐらいですか ね。100円つかないのですよ。したがって、一人あた りで皆さんが読んだ資源ということですけれども回収が できるのですから、このくらいなら今の段階では全体で は大きく見えますけど、一人の人口割にするとジュース 一本にも満たない金額でございます。それで受けた70 万円のお金を何に使っているかというと、私どもでは地 域活動の一環として、先ほども出ましたけれどもどんな 使い方をするかといいますと、私どもでコミュニティ協 議会の中で総会、文化部、委員会、健康スポーツ、環境 保護、先ほども言いました今回は社会福祉協議会の要請 がありまして毎月あるいは各地域ごとにいきいきサロン ですか、高齢者対策として40名あるいは50名と。そ れから祭典というか2月に全体では一堂に集めて250 名くらい。そういうことに使わせていただきました。一 会場5000円会場費ということでお支払させていただ いております。それから、この70万円の中の20万円 は、例えば福祉活動に使わせていただいて、小さなこと ですけれどももしお年寄りが1回でも2回でもお医者さ んに行かなくて済むとかあるいは健康増進に繋がればと いうことで、まさにボランティアで活動しておりますけ れども。使う方も大変です。集める方も大変です。そん

なことで何十万のお金を使わせていただいておりますということで、先ほどに関連して私もやっております。以上です。

### (浅倉委員)

- 私の方からもう一点なのですけれども、先ほど集団回収 で得た利益なんですけれどもどう使われますかというこ となのですけれども、私の住んでいる宮代町の中須地区 は宮代町のホームページに載るくらい熱心にやっている 地区です。具体的に使われ方なのですけれども、当然な がら私どもの住んでいるところは農村地帯なので少子高 齢化に伴いまして世帯数が減っていますので自治会収入 が減少しております。そうすると自治会収入が減少する ということは、年間行事にも悪影響が出てくるわけです。 例えば夏祭りをするにしてもお正月前の餅つき大会をす るにしてもそれなりにお金がかかるわけです。それがも し無くなるとなるとこれは当然コミュニティの低下にな りますので、なかなか地域の方とも疎遠になってしまう ということで、一部ではありますけれども集団回収で得 た利益はそちらで使わせていただいているというように なっております。
- ・また、誰が集団回収をやっているのですかということなのですけれども、主にやっている方は定年退職された6 O代7 O代の男性です。こちらの方が熱心にやってくれます。あまりにも熱心すぎまして、行政回収の資源回収の時でも見回って、ここにもまだ集団回収に出せる物があるんじゃないかとやっているくらいの熱心さでやっております。まさか始めた頃はこんなに熱心にやるとは私自身も思ってはいなかったのですけれども、やってみると皆さん凄い力を持っているんだということがよく分かりました。
- ・あと、集団回収の唯一欠点と言えば、やはり毎週は回収はしないわけですよね。大体月に1回とか下手をすると2カ月に1回となると、家にそれをストックしていかなくてはいけないということで、きれい好きの家であれば1カ月間家に溜めておくのは嫌だなという方もいらっしゃると思います。そういった場合は、やはり店頭回収ですよね。お店ですといつでも持ちこめるということで、例えばカスミでもやっておりますし、ちょっと行くとイ

- トーヨーカ堂などでもペットボトルを持っていけばペットボトル回収機があってそこに入れるとポイントが付いてそれが使えるというような仕組みもありますので、資源物を持っていけばポイントになってなおかつ自分の利益になるということを考えれば店頭回収というのも進めていくべきかなと思います。
- ・あと、ちょっと進んだ自治体では拠点回収というのをやっている所もあるのですよね。これは行政と民間と市民が大体共同してやっていて、リサイクルステーションみたいな形で資源物であればいつでも持ってきて良いですよというような所を作っていて、例えば市民がそれを管理して、直せる物は売却するとか、直せない物で資源物であれば業者に売却するとか、一部行政が助成金を出しているというような場合もありますので、そういった事も含めれば資源物というのはかなり有効的に利用できるのかなというように思います。

## (高柳委員長)

他にございますか。

#### (浅倉委員)

・あと、男性の方は仕事を与えられると熱心にやるのだな というのが。何もないとやらないのですけれども、こう いう仕事があって、できないですよというように世の奥 様達がやれば物凄い力を発揮すると。

### (築井山委員)

- ・ちょっと面白い話が思い立ちましたので、この資源回収 という中で、ご披露申し上げたいと思います。
- ・確かに資源回収は資源が集まれば集まるほどお金の出費 というのは行政側の方も限りなく出てきます。
- ・そこで確か昭和45年、1970年くらいでしょうか、 埼玉県の秩父市という所で、当時今までは製缶業などと いうのはあまりなくて、缶や何かのポイ捨てという問題 が45年当時出たのですね。そこで、長瀞の方で埼玉県 でもいち早くデポジット制というのを取り入れたのです よ。当時90円くらいで売っていたやつを100円でと、 そして戻すと10円リターンしますよという話でやった んです。大体85%くらいの回収率であれば、それ相応の

採算が、人件費や何かを出しても良いのです。ところが 92%くらいにいっちゃったんですね。そうしたらデポ ジット制が成り立たないで、逆に行政の方の持ち出しが 多くなってしまったと。そういうことで、やむなく秩父 市の方で長瀞の方でのデポジット制というのを廃止した というような経緯が確かありました。この当時としては かなりのセンセーショナルを投げかけたということで私 も記憶しております。そんな話がありましたよというこ とをご披露申し上げました。

それと、この資源というのもですね、これもまた大変な のですね。確か今浅倉委員の方からも、ごみというか汚 物というか、そういうのも全て江戸時代の頃には一つに は有価物だったのですよ。汲取り便所というのも農家の 方が肥料の材料としてこれを逆に住民の方にお金を出し てもしくはお野菜を渡してその便槽や何かを汲取ってき たよというような経緯がありました。これも日本の歴史 の中にきちんと網羅されております。したがって、ある 面ではこういった廃棄物というのも、時には有価物とな り、また廃棄物となりというような経緯がありましたと。 ましてやごみも色々複雑多岐になって多様化していま す。ですからいつまでが資源でまた複合的なことがなさ れるとこれが資源じゃなくなってしまうよというような 部分もありますので、色々な面からある面ではこの久喜 宮代衛生組合の方で多方面にわたってセンセーショナル を投げかけられるような一つの集団回収というか、こう いう資源の回収制度が完備されるのかなということで、 ご参考までにご披露申し上げました。

## (高柳会長)

他にご意見ございますか。

#### 一意見なし―

#### (高柳会長)

- ・それでは、意見も出尽くしているようですので、意見の 集約に入りたいと思います。
- ・資源の回収について、久喜宮代衛生組合の目指す方向性 については、

パターン1として資源集団回収事業に統一する。

パターン2として公共回収に統一する。

パターン3として公共回収・資源集団回収事業ともに継続する

このようなパターンがあると思いますが、審議の流れから、「パターン1 資源集団回収事業に統一する」ということで意見を集約して参りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### -異議なし-

## (高柳会長)

- 異議がないということでよろしいですか。
- ・それでは、「パターン1 資源集団回収事業に統一する」 ということで集約したいと思いますので、どうぞよろし くお願いいたします。

### (高柳会長)

・本日の意見交換はここまでとしたいと思います。次回の 意見交換では、今回決まった方向性に向かって、実際に どのような方針で進んでいくかを議論して参りたいと思 います。

### 4. その他

### (高柳会長)

・次に、「その他」に入りたいと思いますので、事務局からよろしくお願いをいたします。

## (赤羽減量推進係長)

- ■次回の開催日について 平成28年2月23日(火)午前9時から 久喜宮代清掃センター 大会議室
- ・諮問事項「資源物の回収(集団回収と公共回収)のあり 方について」の意見交換
- ■源泉徴収票について

### (高柳会長)

・ただ今事務局から次回の日程について説明がございました。次回は2月23日火曜日の午前9時から、会場は久 喜宮代清掃センター大会議室で開催させていただきます ので、よろしくお願いいたします。

## 第4回廃棄物減量等推進審議会 会議録

11:15 5. 月	<b>羽会</b>	(高柳会長) ・それでは以上で審議会を終了いたします。本日は大変にありがとうございました。
------------	-----------	---